

東日本大震災による被災地域学生対象「特別聴講学生・ 大学院特別聴講学生申込要領」

1. 出願資格

被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県）に所在する大学又は大学院に在籍する学生で、在籍大学又は大学院での学業継続が困難な状況にあり、本学において授業の履修を希望する者。

2. 出願手続

特別聴講学生、大学院特別聴講学生の出願者は、平成23年4月25日（月）までに次に掲げる書類を、郵送にて提出してください。（締切日以降でも個別の相談に応じます。）

(1) 書類

- ①特別聴講学生入学願・大学院特別聴講学生入学願（別紙本学所定用紙）
- ②在籍大学又は大学院の在学証明書（平成23年4月1日以降発行のもの）
※在学証明書の発行が不可能な場合は学生証（新生については入学許可書）の写しでも可。
- ③写真2枚（許可後にご提出いただいても結構です。）（3カ月以内に撮影したもので、裏面に氏名を記入してください。縦4センチ×横3センチ判。）

(2) 授業料等

授業料、検定料及び入学料は徴収しません。

3. 履修対象科目

(1) 平成23年度開講科目。

ただし、実習・実習関係科目、演習関係科目、抽選対象科目、その他受講制限がある科目及び施設・設備の関係で受講できない科目については、履修が認められない場合もあります。

(2) 履修上限単位数は、前期20単位、後期20単位です。大学院の履修上限単位数は、前期10単位、後期10単位です。

(3) 静岡大学ホームページのシラバスを参照の上、履修しようとする科目を、上記、特別聴講学生入学願に記入して出願してください。

（シラバスのURL は、<http://syllabus.shizuoka.ac.jp/> です。）

大学院は下記にお問い合わせの上、必要な手続きをおとりください。

(4) 受講した科目の単位を在籍大学又は大学院の単位として認定するかどうかは、在籍大学又は大学院の判断によります。

そのため、単位認定を希望される方は、事前に在籍大学又は大学院に特別聴講の事由及び単位認定の可否について必ず確認した上で出願してください。

4. 選考及び許可通知

履修希望科目の受講の可否を含めて選考を行います。選考結果については郵送により通知します。

5. 聴講の開始

本学の前学期授業は4月8日（金）から始まっていますが、入学許可通知が届き次第、聴講しても構いません。その際の手続きは、同通知と一緒にご案内します。

6. 特別聴講学生としての留意事項

- (1) 本学図書館を利用することができます。利用については、静岡大学附属図書館利用規程によるものとします。

- (2) 授業及び試験等は原則として本学学生と同様の取り扱いになります。定期試験時間割、定期試験の成績、休講、教室変更及び補講の情報は本学の学務情報システムにより、ホームページ及びメールで確認することができます。（大学院は下記担当にお問い合わせください。）
- (3) 平成23年度年度の学年暦は、別紙を参照してください。
- (4) 通学定期の利用はできません。
- (5) 上記以外の事項についても本学学生と同様の取り扱いになりますので、本学の規程・諸規則を遵守してください。

(提出先及び問合せ先)

下記担当が窓口となっておりますが、問合せは原則として、メール（携帯可）又はFAXでお願いします。

【特別聴講学生について】

静岡大学学務部教務チーム（教務担当）

〒422-8529 静岡市駿河区大谷836

E-mail: okyamas【学部】ipc.shizuoka.ac.jp

FAX 054-238-5347 (TEL 054-238-4253)

（【学部】部分を、そのまま「@」に読み替えてください。）

【大学院特別聴講学生について】

静岡大学学務部教務チーム（大学院担当）

〒422-8529 静岡市駿河区大谷836

E-mail: okokubo【大学院】ipc.shizuoka.ac.jp

FAX 054-237-0146 (TEL 054-238-4332)

（【大学院】部分を、そのまま「@」に読み替えてください。）

